

春日井市に対する中小業者の要望事項

日頃より、市民のくらしや中小自営業者の営業を守るためご尽力いただいておりますことに感謝いたします。

中小業者は、物価高、原材料等の高騰、売上の減少などが続く中、営業を継続する努力をしています。昨年10月からは「インボイス制度」が始まり、中小業者はより重い税負担を強いられています。中小業者の営業と市民生活を守るため、以下の通り、春日井市の施策に対する要望・意見をお知らせいたしますので、ご回答をよろしく願いいたします。

(1) 中小企業・中小商工業者の営業をめぐる

1、地元業者に直接発注する「小規模事業者登録制度」を創出すること。

【回答】総務課

ご提案の「小規模事業者登録制度」は、軽微な建設工事のみを請け負う業者を対象に、市が発注する少額で軽微な工事等について、市の入札参加資格者名簿に登録をしていない業者への受注機会を確保するための制度であり、地元企業へ発注する一つの方法と承知しています。

一方、平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、公共工事の品質確保が発注者の責務として定められており、品質確保には、工事を施工する事業者や技能労働者の能力が重要な要素であるとされています。

当市においても、公共工事は品質確保が第一であり、そのことが市民サービスにつながるものと考えています。そのため、建設業者の資質の向上を図り、適正な施工能力を確保するために必要であるという観点から、建設業法第3条で定められている建設業の許可を春日井市の入札参加資格者名簿に登録をする際の必要な条件とし、総合評価落札方式による新たな入札方式を試行実施するなど、公共工事の品質確保に努めているところであります。

このため、当市は建設業の許可を受けた事業者への発注が必要と考えていますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

2、市民にも喜ばれ、地元業者も潤い、地域経済の振興を促しかつ手続きも簡便な「住宅リフォーム助成制度」を春日井市として創出すること。

【回答】企業活動支援課

当市では耐震改修や介護保険制度を利用した住宅改修に関しては、それぞれの施策目的に沿った支援を実施しており、「住宅リフォーム助成制度」の創設は考えておりません。

3、小規模企業等振興資金（通常資金と小口資金を区分して）、経営環境適応化融資の申込み件数、申込み金額、保証承諾件数、保証金額について令和5年度および令和6年度（9月まで）の利用件数、金額を明らかにすること。

その内、新規利用者の申込み件数、申込み金額、保証承諾件数、保証金額を明らかにすること。

新規利用者の定義を明らかにすること。－回答は？

【回答】 経済振興課

小規模企業等振興資金

年度	内訳	申込件数	申込金額	承諾件数	承諾金額
令和5年度	通常資金	80件	946,728千円	78件	1,029,258千円
	小口資金	276件	1,217,213千円	264件	1,051,143千円
	合計	356件	2,163,941千円	342件	2,080,401千円
令和6年度 (9月まで)	通常資金	20件	289,500千円	20件	288,800千円
	小口資金	95件	374,710千円	94件	393,170千円
	合計	115件	664,210千円	114件	681,970千円
新規利用者 令和5年度	通常資金	6件	56,200千円	6件	54,200千円
	小口資金	102件	481,700千円	94件	427,800千円
	合計	108件	537,900千円	100件	482,000千円
新規利用者 令和6年度 (9月まで)	通常資金	2件	50,000千円	2件	50,000千円
	小口資金	38件	163,700千円	31件	121,000千円
	合計	40件	213,700千円	33件	171,000千円

経済環境適応資金

年度	申込件数	申込金額	承諾件数	承諾金額
令和5年度	720件	12,981,709千円	674件	12,200,175千円
令和6年度(9月まで)	371件	5,511,820千円	344件	5,311,940千円
新規利用者 令和5年度	86件	589,250千円	78件	525,950千円
新規利用者 令和6年度(9月まで)	44件	251,770千円	34件	167,100千円

- 4、(株)日本政策金融公庫や春日井市商工会議所に依頼し、日本政策金融公庫の新規開業貸付、小規模経営改善貸付について、令和5年度および令和6年度(9月まで)の市内業者の利用件数、金額を明らかにすること。

【回答】 経済振興課

年度	利用件数	金額
令和5年度	114件	681,850千円
令和6年度(9月まで)	66件	479,400千円

- 5、商工業者が利用しやすいように小規模企業等振興資金の弾力的運用を行うこと。

- ① 小規模企業等振興資金の運用に当たり、愛知県中小企業融資制度要綱の納税要件を県保証協会のパンフレットにあるように「税金を滞納し、完納の見通しが立たないかた」にあらためるよう県に働きかけること。

② 信用保証協会の新規利用者に対する協会の審査で利用者に過度の負担がかからないように保証協会へ働きかけること。

【回答】 経済振興課

① 小規模企業等振興資金は愛知県の融資制度であるため、愛知県小規模企業等振興資金融資制度要綱、同要綱事務処理細則、同運用についての取扱規定に基づき事務を行っていきます。

なお、愛知県信用保証協会に確認いたしましたが、「税金を滞納し、完納の見通しが立たないかた」は信用保証をご利用いただけない方として記載されています。

② 信用保証協会の新規利用者は過去の利用実績がないことから、信用保証協会が申込事業者の実態把握をするために時間をかけて審査を進めることは、止むを得ないと考えられる一方で、利用者の事業活動に支障が生じることも危惧されるため、利用者に過度の負担がかからない取り扱いとなるよう、信用保証協会との連絡を密にした運用に努めます。

6、「小規模企業等振興資金」に対する保証料の助成について令和5年度および令和6年度（9月まで）の対予算の執行状況を明らかにすること。

商工業振興資金の回収要件を伴う融資について、保証料の拡充を図ること。借り換え等で助成金の返還事由が生じたときは、返還について弾力的に対応すること。

【回答】 経済振興課

信用保証料予算、実績

年度	当初予算額	助成額
令和5年度	55,280,000円	49,688,047円
令和6年度(9月まで)	59,600,000円	18,774,561円

回収要件を伴う融資については、回収分の助成金に関しては、保証協会からの信用保証料返戻金と相殺し、追加融資分に関しては、適正に信用保証料助成を実施していることから、更なる拡充は考えていません。

借り換え等に係る信用保証料の返還については、保証協会から返還された信用保証料の内、助成金相当額の返還を求めるものであり、保証協会から返還された信用保証料を他資金に充当することは、当初の助成金の目的外流用に当たることから、弾力的対応は考えていません。

7、小規模企業等振興資金についても利子補給の制度を創出すること。

【回答】 経済振興課

小規模企業等振興資金の信用保証料助成は県下でも高い助成率であることから、現在のところ利子補給制度を創出することは考えていません。

8、市内金融機関に対し、小規模企業等振興資金融資制度要綱を徹底し、制度の適正な運用をはかること。

【回答】 経済振興課

本制度が利用しやすい有効な制度であり、利用事業者の要望に沿った制度運用が図られるよう努める必要があること及び適正な運用をする必要があることを、市内金融機関に向けて説明していきます。

9、「創業資金融資に係わる利子補給補助金制度」の令和5年度の対予算での活用状況を明らかにすること。

【回答】 経済振興課

年度	予算額	助成額
令和5年度	5,560,000円	3,877,684円

10、「商店街空き店舗活用事業助成金」の令和5年度および令和6年度（9月まで）の利用件数をタイプごとに明らかにすること。

【回答】 経済振興課

年度	商業型	戦略型	住商分離型
令和5年度	0件	0件	0件
令和6年度（9月まで）	0件	0件	—

11、春日井市が購入する物品、役務、建設工事などは、地元中小企業・中小商工業者の受注機会の増大を図るように努めること。小規模工事や一定額以下の物品発注へは大企業や名古屋に本店をおく大手業者の参入を規制し、地元業者へ優先して発注を行うこと。

【回答】 総務課

当市の入札発注は、地方自治法、春日井市契約規則及び春日井市指名業者等選定要領に基づき（※）実施しています。

建設工事については、土木工事や建築工事など市内に業者数の多い業種は、市内業者のみで入札を執行できますが、市内業者数の少ない業種は競争性が確保できないことから市外業者を加えて入札を行っています。

物品、役務についても同様で、調達できる市内業者数が少なく、競争性が確保できない案件や市外業者と市内業者で見積金額に大きな乖離があるような案件については、市外業者を加えた入札となることがあります。

（※）地方自治法＝事務を処理するに当たっては、・・・最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

春日井市契約規則＝資格を有するもののうちから5人以上の入札者を指名しなければならない。

春日井市指名業者等選定要領＝特殊な技術力を必要とする等特別な理由がある場合を除き市内業者を優先する。

12、介護事業者に対して行われる「実地指導」が、健全な事業者の育成の観点から適切に行われるようにすること。

令和5年度および令和6年度（9月まで）の指導件数を明らかにすること。

指導のうえ、保険給付の自主「返還」があれば件数・金額を明らかにすること。

【回答】介護・高齢福祉課

「運営指導」は、介護サービス事業者が適正な事業運営をしているかを確認し、適正かつ円滑な事業運営を確保するために行っています。

年度	指導件数	返還件数	取り下げ金額	再請求金額	返還金額
令和5年度	87事業所	2件	623,955円	88,042円	535,913円
令和6年度	39事業所	0件	0円	0円	0円

(2) 中小商工業者・市民の生活を守るために

1、本年度から始まった国民健康保険税の引き上げ計画を中止すること。

【回答】保険医療年金課

国民健康保険事業は、国民健康保険税などを財源として、医療費等にかかる費用を支払う相互扶助の医療制度です。

これまで医療費が年々増加傾向で推移していましたが、国民健康保険加入者の負担を抑えるため、保険資格や医療給付の適正化、補助金などを活用し、11年間にわたって保険税率を上げることなく国民健康保険事業の適正な運営に努めてきましたが、令和4年度・5年度では赤字決算となり、基金を取り崩して赤字補填をするなど非常に厳しい財政状況となっており、取り崩し額も増加しています。

また、現在は一般会計からの繰入れにより事業運営をしていますが、国や県の方針により、令和7年度で赤字補填を目的とした繰入れを廃止する予定です。

国民健康保険財政が収支均衡となるための税率を、県が標準保険税率として提示しており、令和5年11月に示された令和6年度仮算定時の標準保険税率と令和5年度の当市の税率に大きく差があり、一人当たり平均調定額に換算すると約1.4倍の乖離がありました。

将来推計の結果、令和5年度の税率を維持したままでは、令和8年度に基金が枯渇し国民健康保険財政が破綻すると見込まれたため、税率改定を行いました。

今後も安定的な国民健康保険事業の運営を図るため、激変緩和として基金を取り崩しながら令和9年度に標準保険税率と合わせるよう段階的に税率を上げていきます。また、令和10年度以降は財政状況と標準保険税率を勘案し税率設定をしていく予定です。

2、国保税均等割の減免について拡充を図ること

【回答】保険医療年金課

所得の少ない世帯には、均等割及び平等割の法定軽減として「7・5・2割 軽減」を行っており、低所得世帯への影響が極力抑えられるよう配慮されています。

また、令和4年度には未就学児の均等割の軽減、令和5年度には産前産後期間の所得割及び均等割の軽減制度を開始されています。当市の厳しい国保財政状況においては法定軽減以上の対応は考えていません。

3、国保税の減免基準を拡充すること。所得減少（売上減少、リストラや賃金カットを含む）による減免対象を名古屋市並みにすること、当面、前年所得500万円以下に改めること。

【回答】 保険医療年金課

減免は、分納、納期の延長、徴収猶予等の措置によっても納税が困難であると認められる場合に、春日井市国民健康保険税の減免に関する規則に基づき実施しています。

所得減少による減免基準を引き上げるとは、当市の厳しい国保財政状況においては、他の加入者の税に影響を及ぼすことから、当面は現行制度を維持していきたいと考えています。

4、滞納を理由とした短期保険証の交付はやめること。

短期保険証の発行数および「留め置き」の世帯数及び発行基準を明らかにすること。（令和6年9月末時点）

【回答】 保険医療年金課

令和6年12月2日から健康保険証はマイナンバーカードを基本とする仕組み（マイナ保険証）へ移行することに伴い、短期証の制度が廃止されます。そのことを踏まえ、令和6年8月の保険証の一斉更新において、短期証は発行していません。

5、「留め置き」世帯に対する春日井市の対応について明らかにすること。

【回答】 保険医療年金課

短期証発行：0件 留め置き：0件

6、不況などで売上や所得が減少し、市県民税や国保税、固定資産税などが払いきれず滞納となっている業者・市民に対して、丁寧・親切な納税相談を行うこと。職員の対応についての適切な指導を行うこと。

【回答】 収納課

不況等により収入が減少し、市税等の納付が困難な方については、相談をいただければ、相談者の事情を丁寧に聞き取り、分割納付をするなどの納税相談を行っています。分割納付の注意事項を説明する中で、分割納付が不履行になった場合には差押えに移行する旨を伝えています。

また、通常の執務時間に加え、水曜日の夜間（午後7時まで）及び毎月の最終日曜日に納税相談窓口を開設し、相談しやすい環境を構築しています。

職員の対応については、まずは相手の話を聞き、柔軟に対応するよう指導しています。

7、日曜日の開庁相談について、令和5年度および令和6年度（9月まで）の相談件数を明らかにすること。

時間外の相談についての広報を強めること。

【回答】 収納課

年度	相談件数	
	来課	来電
令和5年度	146件	141件
令和6年度（9月まで）	107件	103件

時間外の相談については、広報春日井及び市ホームページに掲載し、市民に周知をしています。

8、生活を困窮させ、事業継続を困難にするような差押は行わないこと。

令和5年度および令和6年度（9月まで）の差押件数および差押金額を明らかにすること。

【回答】 収納課

滞納者の納付資力に応じた滞納整理を行っており、差押執行により生活困窮に陥ることや事業継続が困難となることのないよう考慮しています。

年度	差押（換価）件数	差押（換価）金額
令和5年度	1,078件	135,314,490円
令和6年度（9月まで）	449件	49,919,884円

9、地方税法第46条並びに48条の規定に基づいて愛知県に「報告」された件数並びに滞納額を明らかにすること。

【回答】 収納課

- ・46条による報告：現年課税分 151,151,167円 滞納繰越分 268,724,563円
- ・48条による報告：0件 0円

10、特定健診および特定保健指導の令和5年度および令和6年度（9月まで）の受診状況を明らかにすること。

【回答】 保険医療年金課

項目 \ 年度	令和5年度 (法定報告暫定値)	令和6年度 (9月まで)
特定健診対象者	39,766人	37,058人
特定健診受診者	11,709人	3,955人
保健指導（積極的）対象者	351人	132人
保健指導（積極的）利用者	124人	3人
保健指導（動機づけ）対象者	945人	250人
保健指導（動機づけ）利用者	296人	12人

11、総合保健医療センターでの「日帰り人間ドック」などで国保加入者以外の市民の受診について、助成額を増やし個人負担の軽減を図ること。

【回答】 健康増進課

総合保健医療センターで実施している人間ドックは、法令により市町村が実施する健診とは異なり、受診者の希望により任意で行われるものです。検査項目数も多いため、料金の一部を負担して

いただいています。料金は、診療報酬を基準に、検査料と判断料で算定するところを、検査料のみの31,000円（当該年度に誕生日を迎える40歳の市民は4,000円、41歳以上の市民は17,000円）に設定しています。

また、人間ドックの助成については、保険者が検討し実施されるものであると考えていることから、国民健康保険加入者以外の市民に対する助成額の増額については、前述のとおり、現状は検査料のみで設定していること、また、それぞれの社会保険の保険者が検討し行うものであることから、現在のところ考えておりません。

12、後期高齢者医療の保険料引き下げを国並びに広域連合に働きかけること。保険料の軽減免制度について周知を図ること。

【回答】 保険医療年金課

この内容について、国や広域連合への要望は考えていません。

軽減免制度については、市及び広域連合ホームページに詳しい内容を掲載するとともに、保険証更新時に制度の案内の小冊子を同封するなど周知に努めています。

13、要介護認定の認定調査にあたって申請者や家族の意向を無視した調査は行わないこと。

【回答】 介護・高齢福祉課

認定調査は、調査対象者と相対し、実際に定められた動作をしていただきながら実施することを原則とし、できる限り家族や本人の状況をよく知る人の同席を求めています。調査対象者本人、介護者家族双方からの聞き取りを丁寧に行い、調査対象者の日頃の状況を確認します。

14、令和5年度および令和6年度（9月まで）の「暮らしいきいき資金融資斡旋」制度の活用状況（相談・申し込みおよび許諾件数）を明らかにすること。

申込要件のうち「税の滞納がないこと」を「税の滞納解消の見込みがないこと」にあ らため要件を緩和すること。

返済年齢の上限をなくすこと。当面75歳まで引き上げること。

【回答】 市民生活課

「暮らしいきいき資金融資あつ旋」制度の利用状況

年度	相談件数	申込件数	許諾件数
令和5年度	15件	5件	2件
令和6年度（9月まで）	2件	0件	0件

この制度の趣旨が、生活のため一時的に必要とする資金を調達することが困難な市民に向けてのものであり、公平性の観点からも、現在の要件を変更することは考えていません。

15、市が実施している生活相談の中で、令和5年度および令和6年度（9月まで）のサラ金・クレジット・商工ローン、ヤミ金融など高利の返済で困っている市民の相談件数を、明らかにすること。

【回答】 市民生活課

多重債務相談件数

	令和5年度	令和6年度（9月まで）
相談件数	53件	20件

16、生活保護の令和5年度および令和6年度（9月まで）の相談件数、申請件数、開始件数を明らかにすること。

【回答】 生活支援課

	令和5年度	令和6年度（9月まで）
相談件数	1,160件	572件
申請件数	461件	254件
開始件数	413件	203件

17、「福祉応援券」の交付対象数を明らかにすること。利用店舗の拡大状況を明らかにすること。

【回答】 障がい福祉課

福祉応援券の交付対象者数

年度	件数
令和5年度	15,516人（令和5年8月～令和6年7月利用分、令和5年10月時点）
令和6年度	15,850人（令和6年8月～令和7年7月利用分、令和6年10月時点）

利用店舗数（各年10月時点）

年	件数
令和5年	817店舗
令和6年	821店舗

18、マイナンバーカードの交付数を明らかにすること。

【回答】 戸籍住民課

251,076件（令和6年10月1日時点）

19、マイナンバーの運用は慎重に行うこと。各種申請用紙に「マイナンバー」の記載を強要しないこと。

【回答】 情報システム課

マイナンバーの運用は、法令に則り慎重に行っていきます。

法令でマイナンバーを記載することとなっている書類への記載を拒んだとしても罰則はありませんが、マイナンバーを記載できない理由を記録しなければならないため、マイナンバーの記載にご理解をお願いします。

20、保険証を廃止してマイナンバーカードの事実上の義務化を強要しないように国に働きかけること

「マイナ保険証」を希望しない市民に対し、令和7年7月31日以降に交付される予定の「資格確認書」について効力や運用方法を明らかにすること。

【回答】 保険医療年金課

今後の国の動向を注視していくこととし、現在のところ国への意見書等の提出は考えていません。

資格確認書の効力については、マイナンバーカードを持っていない、又は保険証利用登録をしていない方は資格確認書を提示することで、これまで通りの保険診療を受けていただくことができます。国において広く周知されており、本市においても広報春日井やホームページ等で周知していきます。

資格確認書の運用方法については、法制度及び国・県の通知に則して対応していきます。詳細が確定次第、ホームページ等で周知していきます。

なお、細かな取扱いについては加入している保険者ごとに異なります。

国民健康保険及び後期高齢者医療については、マイナ保険証をお持ちでない方に対し、職権で令和7年7月中に資格確認書を発送する予定です。

また、後期高齢者医療については、当面の間、新規加入者に対しマイナ保険証の利用登録の有無に関わらず、申請なしで資格確認書を交付する運用となります。

21、消費税におけるインボイス制度の導入で中小業者が商取引から排除される可能性が大きくなっており、税負担や事務量も増大するため、制度の即時廃止を国に求めること。

【回答】 経済振興課

インボイス制度は、我が国の社会保障のための安定的な財源確保の一環としての方策であり、国において、国民生活への影響や市場の動向など経済情勢についてしっかりと議論していただく必要があると考えています。

税率が複数あっても、事業者の方が消費税を正確に納めていただけるように、消費税の金額等を書いた請求書・領収書等（インボイス）を基に計算する仕組みです。

22、春日井市として原子力発電所の再稼働に反対すること、自然エネルギーの活用についての施策を実施すること。

【回答】 環境政策課

本市では、再生可能エネルギーの活用促進と温室効果ガスの排出削減に向け、様々な住宅用地球温暖化対策機器等の設置費に対する一部補助を行い、家庭における創エネ・省エネ・蓄エネを推進しています。

また、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた取組みを着実に進めていくため、令和3年6月に「ゼロカーボンシティかすがい」を宣言しました。また、令和5年3月に「地球温暖化対策実行計画」を改定し、温室効果ガス削減目標の見直しや、再生可能エネルギーの導入に係る新たな目標を設定しました。

今後も引き続き、再生可能エネルギーの普及促進に努めてまいります。

23、「平和都市宣言」にもとづいて、市民に啓蒙するための施策をおこなうこと。

「核兵器禁止条約」の批准を国に求めること。

【回答】 総務課

当市では毎年度、原爆ポスター展や春日井平和展、平和祈念式典等を開催し、平和事業の推進と平和啓発に努めています。

なお、条約の締結に関することについては、憲法の定めにより国の事務であることから、当市としては、このことを国に働きかけるという考えはありません。

24、生計を一にする事業専従者への「給与」の支払いを経費として認めない所得税法第 56 条は、事業専従者の人格権を認めず、古い「家族」制度にとらわれた時代遅れの規定であるから、廃止するよう国に働きかけること。

【回答】 市民税課

国において税制改正の中で議論し、判断されるべきであると考えています。

25、土地利用規制法は対象施設近辺住民の生活と基本的人権を脅かすおそれが多いので廃止を国に求めること。春日井市には対象とされうる施設が多数存在するので、市として住民保護のための施策を検討すること。

【回答】 環境政策課

国の安全保障への寄与を目的とする法律であり、国において議論されるべきものと考えています。

以上